

令和3年度 鶏卵の試買調査の結果 について

1 調査の目的

当協議会は、生食用として一般消費者に販売される国産殻付き鶏卵の表示の適正化を図るため、平成21年に公正取引委員会の承認を得て設立されました。

当協議会では毎年、公正マークの付された商品の中から市販品買い入れ調査を行い、表示の確認を行っています。また、公正マーク以外の商品についても試買を行い、その表示が公正競争規約や食品表示法に適合しているかどうかの確認を行い、著しく不相当と判断されるものについては、これを是正するよう働きかける活動を行っています。

2 調査の実施

(1) 調査対象鶏卵

全国地域婦人団体連絡協議会にご協力を頂き、無作為に量販店等で購入した40商品。

これらの商品の事業者数は25社で、うち鶏卵公正取引協議会の会員数は11社であり、3商品が公正マーク品であった。

40商品のうち栄養表示卵等は16商品、その他の普通卵は24商品であった。

購入地域は、北海道・東北地域10商品、関東甲信地域2商品、中部・近畿地域13商品、中四国地域10商品、九州・沖縄地域5商品であった。

(2) 調査期間

鶏卵の購入は令和3年11月に実施した。

(3) 調査項目及び方法・審査会議

前々回の調査より「表示」の適正状況に焦点を当てるため、ラベルに記載してある事項について適法性、妥当性の確認を行っている。このため平成30年まで実施していた表示以外の項目（ハウユニット等の品質項目）は実施しなかった（品質の確認に関しては、毎年夏に実施している鶏卵規格取引協議会による割卵検査で重点的に確認を行うこととする。）

審査については令和4年5月24日開催の会員証紙審査委員会にて実施した。

①ラベルの表示内容チェック

- 1) 食品表示法および食品表示基準にラベルの表示内容が適合しているか
- 2) 公正競争規約及び施行規則に表示内容が準じているか
- 3) 農水省規格品に関しては、鶏卵規格取引要綱に準じた表示がなされているか

なお、各基準による表示必要項目は以下の通り。(○印が表示必要項目)

	食品表示基準	鶏卵規格取引要綱	公正競争規約
	法律	農水規格品に適用	業界自主ルール
①名称	○	○	○
②原産地	○	○	○
③内容量		SS~LL かつ ○g以上○g未満	SS~LL または ○g以上○g未満 または 正味重量
④等級		農水規格 10kg箱のみ	規格取引要綱による (農水規格10kg箱のみ)
⑤賞味期限	○	○	○
⑥保存方法	○	○	○
⑦使用方法	○	○	○
⑧採卵者又は選別 包装者の氏名住所	○	○	○
⑨卵重計量責任者		農水規格 パック詰鶏卵	規格取引要綱による (農水規格パック詰鶏卵)
⑩容器識別マーク	○	○	○

(注)食品表示基準は法律であり、遵守必要事項となっている。一方、鶏卵規格取引要綱、鶏卵公正競争規約は、任意の規格である。したがって、内容量の表記に関しては、無記載でも食品表示基準が必須表示としていないため問題とされない。

②内容量確認（個卵重の計量）

重量については、計量はかりにより個卵重の測定を行った。

③栄養表示卵等の成分分析（鶏卵は栄養成分表示は任意）

栄養成分が表示されている商品について、一般財団法人日本食品分析センターにて分析を行っ

た。

分析試験を実施した項目は、次表のとおり。

試験項目	件数
ビタミンA	0
ビタミンD	4
ビタミンE	12
ビタミンK	0
ビタミンB12	1
α -リノレン酸	2
DHA	5
EPA	1
ヨウ素	0
葉酸	1
アスタキサンチン	0
カロチン	1
合計 8栄養素	27

(ここでは色調強化剤のアスタキサンチンを便宜上、栄養素として掲載している)

3 調査結果の概要

(1) 名称

「名称：鶏卵」と表示することとなっている。

栄養表示卵および普通卵には全て「鶏卵」と表示されていた。

昨年度は、普通卵3商品は「鶏卵」の表示が無く、「健康たまご」「有精卵」「地玉子」等と表示されていた。食用卵としては他にアヒル、カモメ、キジ、ウズラ等もあるため、規則通り「名称：鶏卵」と記載するのが望ましいが、今年度については問題なかった。

(2) 原産地

国産または〇〇県産等と表示すべきところ、全ての商品において記載がなされていた。

栄養表示卵では、国産表示9、都道府県表示7、普通卵では国産表示11、都道府県表示13となっていた。

(3) 内容量

食品表示基準では、鶏卵が計量法の特定商品に指定されていないため、内容量記載は必須ではないとしている。農水品規格では、卵重区分(SS~LL)及び卵重範囲(0g~0g未満)の両方を記載することになっている。公正競争規約では、卵重区分、卵重範囲、正味重量のいずれかを記載することとしている。

鶏卵において内容量は、0個入りと入り数を表示するケース、個卵重をサイズ(SS~LL)で表示するケース、0g~0g未満と個卵重範囲で表示するケース及びそれらの組み合わせで表示するケースが見られ、全く表示しないケースは今回はなかった。(下記図参照)

栄養表示卵では、0個入りと表示しているものが15商品あり、あわせて、MS52g~LL76g未満表示が13商品、52g~76g未満表示が1商品、M~LL(58g~76g)表示が1商品あった。

普通卵では、0個入りと表示しているものが9商品、あわせて、MS52g~LL76g未満と表示されているものが8商品、MS52g~LL76g未満及び総重量610g以上と表示されているものが1商品、52g~76g表示が3商品、S46g~M64g未満表示が1商品、S46g~LL76g表示が1商品、2L~MS混合表示が1商品、農林水産省規格品(卵重区分、卵重範囲表示)が10商品、全く内容量を表示していないものはなかった。このうち、2LはLLのことだと考えられるが、2L表示は鶏卵では公的な裏付けはないため、LL表示とするのが望ましい。

ここで注目されるのは、ほとんどが52g~76gの範囲であり、これは農水品の規格内に収まっていることを示しており、厳密な重量区分を示す意図はないと思われる。

		栄養表示卵	普通卵	合計
入数表示	0個入り表示	15	9	24
	MS52g~LL76g未満	13	8	21
個	52g~76g未満	1	3	4
卵	MS52g~L70g	1	0	1
重	M~LL(58g~76g)	1	0	1
表	S46g~M64g	0	1	1
示	S46g~LL76g	0	1	1
	2L~MS混合	0	1	1
	農水省規格品	0	10	10
	表示なし	0	0	0

表示された内容量表記のうち、卵重範囲規格外のものは40商品中1商品に見られた。これは農林水産省規格品のMで、下限値58gに対して10個中2個の量目不足であった。以上のように、概ね表示されている卵重規格は満たされており、これも基本的に卵重範囲を幅広く設定しているためだと考えられる。

(4) 賞味期限

40商品すべてに賞味期限は表示されていた。

うち、パック日を併記したものが7商品、採卵日を併記したものが1商品あった。賞味期間設定との兼ね合いから賞味期限だけでなく、採卵日を併記することで消費者に商品選択情報を提供していることは望ましいことだと考える。

また、ラベルに賞味期限を記載しているもののほか、令和元年に表示として認められた卵殻印字を行っているものが2商品あった。

(5) 保存方法・使用方法

保存方法：「お買い上げ後は冷蔵庫（10℃以下）で保存してください」等、使用方法：「生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビの入った卵については、なるべく早めに、充分加熱してからお召し上がり下さい」等と具体的に記載することになっている。

全ての商品に上記保存方法、使用方法が適切に記載されていた。

(6) 採卵者または選別包装者の氏名または名称および住所

1商品を除いて採卵者または選別包装者の名称及び住所の記載があった。

該当の1商品は「生産発売元」表示であった。

トレーサビリティの観点からは、採卵者が特定でき、問題ないとは思われるが、表示の規則ではあるので、採卵者等に変更するのが望ましいと考えられる。

(7) 卵重計量責任者

卵重計量責任者は、農水省規格品に求められる表示である。

農水規格品10商品には全て卵重計量責任者の表示があった。

農水規格品以外の商品では、卵重計量責任者は任意表示であるが、全ての商品に卵重計量責任者の記載があった。

(8) 文字サイズ

表示可能面積が、150㎡以上ある場合は8ポイント、それ未満の場合は5. 5ポイント以上の文字サイズで表記すべきことが規定されている。

また、農水規格品については、表示可能面積に関係なく「名称」および「原産地」については8ポイント以上とされているので、要注意である。

今回の調査でも、上記文字サイズを満たしていないと思われるものがあった。

消費者にとって表示を読みやすくするため、上記基準を満たすことが求められる。

(9) 栄養表示

栄養成分表示と分析値：下記表のような結果であった。

試買商品 分析値 一覧							
商品	栄養成分	単位	表示値	分析値	許容差範囲	表示許容差	範囲内
1	ビタミンE	mg	23	21	-20%~+50%	18.4~34.5	○
	ビタミンD	μg	4.5	4.7	-20%~+50%	3.6~6.75	○
	ビタミンB12	μg	4.0	3.4	-20%~+80%	3.2~6	○
	αリノレン酸	mg	70	80	範囲なし		○
2	ビタミンE	mg	10.0	18.5	-20%~+50%	8~15	過剰
	DHA	mg	260	350	範囲なし		○
3	ビタミンD	μg	3.5~9	5.4		3.5~9	○
4	ビタミンE	mg	14.6	6.6	-20%~+50%	11.7~21.9	不足
5	ビタミンE	mg	6.0	6.6	-20%~+50%	4.8~9	○
6	αリノレン酸	mg	50.0	70.0	範囲なし		○
	DHA	mg	180.0	230.0	範囲なし		○
	カロチン		50.0	70.0	範囲なし		○
7	ビタミンE	mg	10.3	11.8	-20%~+50%	8.3~15.5	○
	ビタミンD	μg	5.3	6.4	-20%~+50%	4.3~8	○
8	ビタミンE	mg	10.0	12.4	-20%~+50%	8~15	○
	DHA	mg	260.0	300.0	範囲なし		○
9	ビタミンD	mg	5.0	5.1	-20%~+50%	4~7.5	○
10	ビタミンE	mg	3.0	4.8	-20%~+50%	2.4~4.5	過剰
11	ビタミンE	mg	6.8	7.7	-20%~+50%	5.5~10.2	○
	葉酸	μg	100.0	120	-20%~+80%	80~180	○
12	ビタミンE	mg	4.1	5.5	-20%~+50%	3.3~6.1	○
13	ビタミンE	mg	7.0~14.0	11.4		7.0~14.0	○
14	ビタミンE	mg	10.0	16.3	-20%~+50%	8.0~15.0	過剰
	DHA	mg	260.0	350.0	範囲なし		○
15	ビタミンE	mg	10.4	15.5	-20%~+50%	8.4~15.6	○
16	DHA	mg	352.0	430.0	範囲なし		○
	EPA	mg	39	40	範囲なし		○

①栄養成分値の不足：商品4はビタミンEを14.6mgと表示しているにも関わらず、分析値が6.6mgであり、許容差範囲に入っていなかった。このため生産者に連絡し、再度日本食品分析センターへの分析を依頼したところ、20.7mgの分析値であった。

これは飼料成分の変更を行ったわけではないとのことであり、飼料のバラツキがあったものか、この卵を産んだ鶏の健康状況により、餌を充分摂食できなかったため、当初予定された栄養成分がふくまれていないものと考えられた。このように、同じ飼料を摂取している産卵鶏であっても、主に体調等の理由により、栄養成分が本来の値を満たさないことがあり、極めて稀なケースとは思われるが、表示してある栄養成分が不足していることがあることも配慮すべきである。

②栄養成分値の過剰：商品2、10、14については、許容差範囲を上回るものであった。これは食事摂取基準を上回るものではなく、大きな問題にはならないと考えられる。

但し、たとえ上回るものであっても許容差範囲からの逸脱は、食品表示法違反となるため、連続して逸脱することが無いよう、十分な留意が必要である。

③範囲で表示している場合：商品3、13のように栄養成分値を範囲で表示している場合には、許容差範囲は適用されず、表示したその範囲の中に入っていなければならない。商品3、13はこれを満たしていた。

④食品表示基準別表9に該当しない栄養素：商品1、2、6、8、14、16では食品表示基準別表第9に該当しない「 α リノレン酸」「DHA」「カロチン」「EPA」を表示している。この場合、許容差範囲は適用されないが、表示に裏付けられた成分量の含有が求められると考えられる。

⑤「日本食品標準成分表」につて：「栄養強化卵」などの栄養強調表示（相対表示）の場合は、比較対象として「普通卵」のデータを表示することになっている。規約では、「普通卵」のデータは、最新の「日本食品標準成分表」に記載されている数値とするとされている。「日本食品標準成分表」は2020年12月に2020年版(8訂)に更新されている。今回の調査では、14商品中6商品が2015年版(7訂)を使用していた。〇倍表示等の強調表示を行う場合、実際の含有量と表示に誤認が生じる可能性があるため、できるだけ速やかに2020年度版(8訂)に切り替えることが望まれる。

⑥栄養成分表示の方法・順番：栄養成分表示は任意表示であるが、表示する場合は、食品表示基準に定められた項目・順番で表示するよう求められている。今回の調査では、その順番等適切でないものが散見された。

なお、⑤と⑥に関しては、HP 及び日鶏協ニュース6月号に注意喚起の記事を掲載した。

■ HPの記事は、下記URL よりご覧ください。

[鶏卵公正取引協議会「日本食品標準成分表2020年版」への切替はお済ですか？](#)

http://www.jpao.or.jp/keiran_root/pdf/20220603_01.pdf

4 調査結果の措置について

調査の結果、表示内容等が明らかに又は著しく不適切ではないかと確認された会員に対しては、鶏卵公正取引協議会事務局から文書等で改善のための照会や提案等を行うこととしているが、今回の調査では著しく不適切と判断されるものはなかった。

また、会員以外の事業者で明らかに不適切であると判断されたものについては、行政等へ報告することとなるが、今回の審査では該当すると判断されるものはなかった。

以上